

別紙 1

仕 様 書

1 件 名

山陽終末処理場No.1 自動除じん機修繕

2 実施場所

下関市乃木浜二丁目 2192 番地

3 履行期限

令和 9 年 3 月 26 日

4 内 容

No.1 自動除じん機部品取替一式

(1) 取替部品

ア 回転台座 要加工	1 式
イ ピンボルト (A) SUS630	2 本
ウ ピンボルト (C) SUS304	1 本
エ ローラ SUS316	3 個
オ ローラガイド (E) SUS304	2 個
カ ケーブルベアアーム 新規製作 SUS304	1 式

(レーキアーム新規製作を含む。)

(2) レーキ台傾き修正 1 式

(3) 取替完了後、試運転動作確認

(4) 修繕箇所については、別図 1～5 に示すものとする。

5 提出書類

(1) 写真 (作業前、作業中及び作業完了後の状況が確認できるもの)

1 部

(2) 完了届 (以下の項目について記載されたもの)

1 部

ア 件名

イ 実施場所

ウ 内容

エ 契約金額

オ 完了年月日

提出された完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。

(3) その他発注者が指示するもの

1 式

6 注意事項

- (1) 関係各種法令を厳守し、安全対策を万全に期すること。
- (2) 処理場の運転に支障を与えないこと。
- (3) 修繕の実施に際しては、あらかじめ発注者と事前に十分な打合せを行うこと。
- (4) 修繕において必要な工具機材は、受注者の負担とする。
- (5) 修繕で発見された不具合（劣化、損傷、汚損等）が原因で、対象設備が本来の機能、性能を発揮しないおそれがある場合や、正常な機能、性能の発揮の維持が困難と判断された場合、直ちに発注者へ報告するとともに、その対応について協議すること。
- (6) 実施に当たり、施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任においてこれを補修すること。
- (7) 現場工程は、発注者との打合せにより決めること。
- (8) 修繕に必要な軽微な電源（AC100V）及び上水については、棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に修繕を行い、その使用は最小限にすること。
- (9) 処理場の故障、天候の急変等の不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。
- (10) 修繕による流入水の停止時間については、1日当たり連続最大5時間を目安とすること。
- (11) 撤去材については、受注者にて適切に処理を行うこと。